

千葉市成年後見支援センター事業運営実施要綱

(趣旨)

第1条 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を利用できるように進めるとともに、地域福祉の視点から、市民が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人」という。）の新たな担い手として適切に活動できるよう支援することにより、成年後見制度の利用の促進を図り、もって誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、千葉市成年後見支援センター事業（以下「本事業」という。）の運営の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 千葉市成年後見支援センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び成年後見の申立て手続きの支援に関すること。
- (2) 弁護士等の専門家による成年後見制度に関する法律等の相談の実施に関すること。
- (3) 親族以外の第三者の後見人（以下「第三者後見人」という。）の候補者に関する情報提供に関すること。
- (4) 千葉市成年後見制度利用支援事業実施要綱にもとづく成年後見制度利用支援事業に関すること。
- (5) 市民を第三者後見人として養成するための講座の実施に関すること。
- (6) 前号の養成講座の修了者を登録するとともに、登録者に対する研修会・交流会等を継続的な実施に関すること。
- (7) 前号の登録者に対する相談支援、事例検討、研修等の実施並びに登録者の活動内容の確認及び助言等に関すること。
- (8) 権利擁護、地域福祉に関する関係機関・団体等との連携に関すること。
- (9) 市民等を対象とする成年後見制度に関する広報・啓発活動等に関すること。

(対象者)

第3条 本事業を利用する対象者は、本市に住所を有する者とする。

(実施主体)

第4条 本事業は、本市を実施主体とする。ただし、権利擁護及び地域福祉等に関する専門的な知識や実績を有する適切な団体に委託することができる。

(事業の実施体制)

第5条 本事業の実施にあたり責任者を定めるとともに、常設の事務局を設置し、事務局を担う常勤職員等を配置するものとする。

2 本事業を受託された団体は、専門相談や市民後見人に対する専門的な支援等が的確に行えるよう、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を確保するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施についての必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。